

決 議

議決した「議第3号 和解について」に係る訴訟の終結について、この和解成立後に公表された相手方の主張は、市の答弁内容と重要な点で食い違いがあることから、発議第1号として議員から決議が提案され、令和8年3月17日に可決しました。

※決議とは、議会が行う意思形成行為で、広く対外的に議会の意思を表明するために行われる議会の議決のことです。

令和8年3月13日に和解が成立した不当利得返還請求事件について、 山下議員及び市に説明責任の履行を求める決議

本市と本市議会議員である山下富美子氏との間で争われていた、市有地の所有権や不当利得の返還等に係る訴訟は、静岡地方裁判所沼津支部において和解により終結した。

本件は、市有財産の適正管理、市有地の払下げ、不当利得返還請求という、市民の利益に直結する重大な事案である。しかもその当事者の一方が現職議員であるという特異性を有するため、沼津市議会の監視機能及び議決の正当性に対する市民の信頼を確保するには、特段の透明性と説明責任が求められる。このため、本件和解議案については、慎重に審議の上、議決したところである。

しかし、和解議案審議における市の答弁内容と3月13日に行われた山下議員側による報告集会での声明及び主張との間には、本件土地の所有者に関する説明、不当利得及び解決金に関する位置づけ、反訴放棄の趣旨や紛争終結の理解など、重要な点で食い違いがある。

山下議員側による報告集会においては、「市が登記を怠ったこと」、「市が土地売買に係る金銭を証明する文書を保存していなかったこと」、「市の提訴は無駄であったこと」、「市が話し合いに応じなかったため、提訴に伴う費用が生じたこと」などの主張がなされており、これらは、市の答弁内容と比べ、認識や評価に相違が生じている。また、「議会は反省してほしい」、「市民から負託を受けた議員として何をなすべきかそれぞれが問うてほしい」、「市や議会は裁判所より課された守秘義務を守らなかった」といった主張もあり、市だけでなく議会や議員の対応の在り方についても、疑念や問題意識が示されている。

沼津市議会議員政治倫理規程 第2条 第2項では、「議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。」と規定している。本件は、当事者である議員のみならず、議会を構成する全ての議員における説明責任の在り方が問われる事案であり、市民の間に市及び議会や議員に対する不信感や疑念を生じさせてしまう状況を放置することはできない。

よって、本議会は、山下議員と市に、本訴訟について議会に対して説明することを求める。

なお、本決議は、既に成立した和解の効力に影響を及ぼすものではなく、沼津市議会議員政治倫理規程における説明責任を全ての議員が果たすための意思表示である。

以上、決議する。

令和8年3月17日

沼 津 市 議 会